



一般財団法人 日欧産業協力センター レポート 欧州グリーンディール EU Policy Insights

Vol.24 2023年7月

「EU サーキュラーエコノミー政策の現在地： エコデザイン規則（ESPR）案」

主席研究員 新開裕子

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4 階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

1. はじめに

EU のサーキュラーエコノミー政策は、欧州グリーンディールの中核政策に位置づけられる。2020 年 3月に採択された「新・サーキュラーエコノミー行動計画」^{(*)1}では、製品をできるだけ長く使い、リサイクルし、資源を循環させることで、欧州グリーンディールが掲げる経済成長と環境の劣化を切り離すデカップリングが可能になるという考え方が示された。

この行動計画で欧州委員会は、モノの循環には、製品の設計・製造段階（動脈）でのエコデザイン義務化とともに、社会全体の行動変容、特に消費者が循環性の高い製品を（循環性が低い製品に比べて少し高い対価を支払ってでも）選択し、長く使い続けるという一連の行動変容が不可欠だとして、エネルギー関連製品に限定して適用されてきたエコデザイン要件をより幅広い産業製品群に拡大する方針を盛り込んだ。その方針に沿って提案されたのがエコデザイン規則（ESPR）法案^{(*)2}である。

ESPR 法案は、2022 年 3月 30日に欧州委員会により採択され、EU 理事会（閣僚理事会）と欧州議会での審議の末、2023 年 5月 22日、EU 理事会において合意に至った^{(*)3}。欧州議会でも 6月 15日に主務コミッティである ENVI が最終報告書^{(*)4}を採択。7月（予定）の欧州議会本会議で可決されれば、EU 官報掲載後に ESPR は発効することとなる。

本稿では、ESPR 法案の全体像を紹介し、現在検討中の対象製品候補やエコデザイン要件について概説する。

尚、EU サーキュラーエコノミー政策やサーキュラーエコノミー行動計画の概要については、[本レポート連載 Vol.13（2022 年 4月号）「EU サーキュラーエコノミー概説」](#)ご参照。

日欧産業協力センターでは、2023 年 6月 15日に「サーキュラー・エコノミーと資源効率性（CEREP）～成長志向型の資源自律経済戦略とは～」と題したウェビナーを開催。日 EU の政策当局および民間企業をスピーカーに招き議論しました。

録画ビデオ（期間限定）とプレゼン資料は[こちら](#)。当センター田辺専務理事によるコラムは[こちら](#)。

(*)1 COM(2020) 98 final, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS - A new Circular Economy Action Plan For a cleaner and more competitive Europe

(*)2 COM(2022) 142 final, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC

(*)3 Council of the EU Press release 22 May 2023, Ecodesign regulation: Council adopts position

(*)4 Committee on the Environment, Public Health and Food Safety, 2022/0095(COD), 9.6.2023 COMPROMISE AMENDMENTS, Draft report

2. ESPR 案の概要

EU にはすでに 2005 年から、環境に配慮した製品設計の枠組み（2005 年公布の EuP 指令^(*5)、2009 年公布のエコデザイン指令（ErP 指令）^(*6)）が存在する。今回の ESPR 案は、エネルギー関連製品を対象とする現行のエコデザイン指令を強化・対象拡大するもので、法令種類はエコデザイン「指令」から「規則」となり、EU 各加盟国に統一適用される法制度となる。

ESPR 案は、適用対象を幅広い製品に拡大するとともに、製品のリユース、修理、リサイクル容易性、耐久性、資源効率、再生材使用など数多くの要件を設定するための枠組みを規定している。さらに、製品ライフサイクルにおける環境影響（カーボンフットプリント等）やトレーサビリティを備えるためのデジタル製品パスポート（DPP）の導入などが提案されており、影響は広範な業種・サプライチェーンに及ぶ。

3. ESPR 対象製品

（1）欧州委における検討状況

ESPR は、食品、飼料、医薬品等を除き、ほぼすべての物理的製品（部品・中間財を含む）に適用されることが想定されている。法案には対象製品が明記されておらず、具体的な品目は、ESPR 施行後に欧州委が別途、委任法令（Delegated Acts）として策定することとなる。

現在、欧州委で対象製品リストの検討が進められている。優先対象製品リストの策定に向けて、2023 年 5 月までパブコメが実施された。そこで挙げられた製品群は以下のとおり。

このうち、繊維製品は、持続可能な循環型繊維製品戦略ですでに示されたとおり、目下の最注力分野である。

○最終製品（12 種類）

繊維・靴、家具、セラミック製品、タイヤ、洗剤、ベッドマットレス、潤滑剤、塗料・ワニス、化粧品、玩具、釣り具、吸収性衛生製品

(*5) DIRECTIVE 2005/32/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 6 July 2005 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-using products and amending Council Directive 92/42/EEC and Directives 96/57/EC and 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council

(*6) DIRECTIVE 2009/125/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products

○中間製品（7種類）

鉄・鉄鋼、非鉄金属、アルミニウム、化学製品、プラスチック、紙パルプ、ガラス

（2）JRCによる基準案・スコアリング

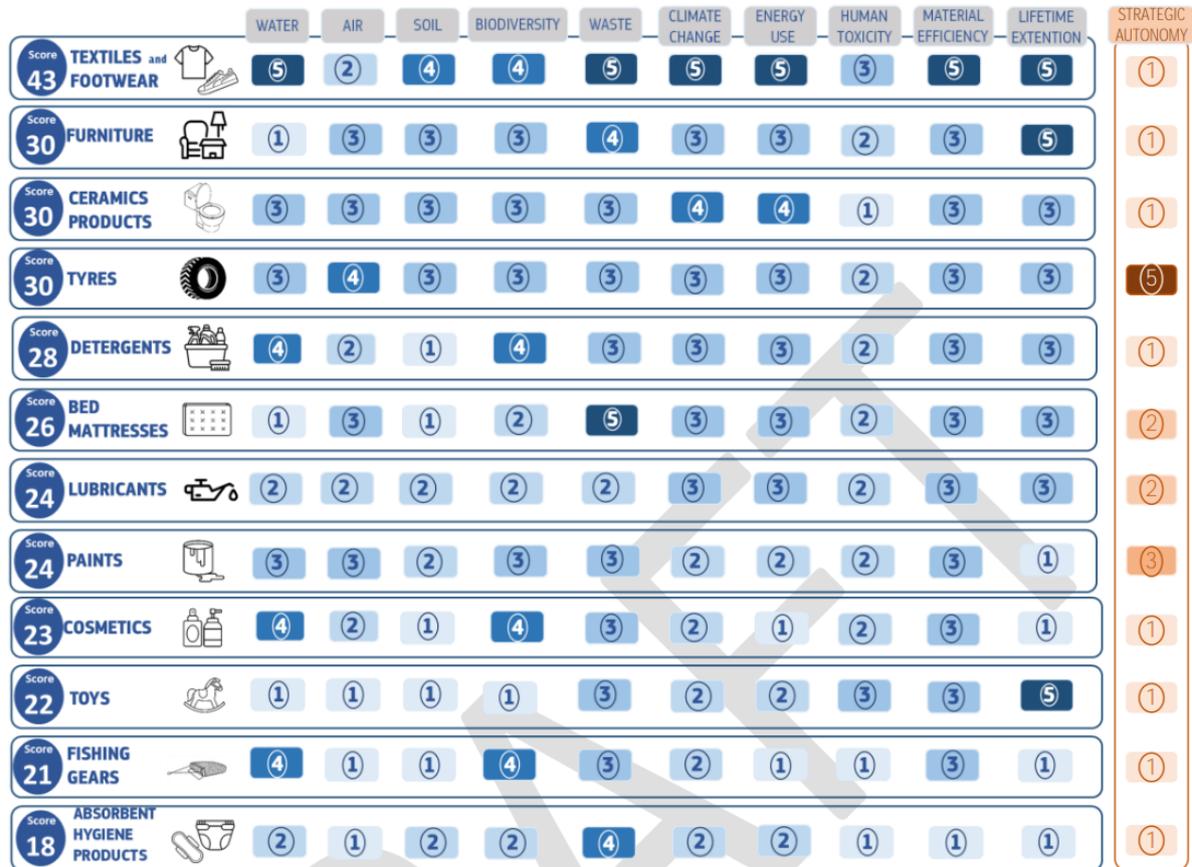
欧州委での検討作業を支援するため、法案審議と並行して、欧州委の研究機関 JRC (Joint Research Centre) が優先製品群選定のための基準案作成やスコアリングなどを行っている。欧州委の総局のひとつでもある JRC は、政策形成において大きな影響力をもつことから JRC のテクニカルレポート^(*)（パブコメ時点ではドラフト段階）は重要である。上記の対象製品群候補も JRC によるショートリストに基いている。

JRC によるショートリスト化のプロセスでは、34 の製品群から成る初期リストを① Environmental consideration（環境負荷の大小）、② Market relevance（市場影響度合い）、③ Policy framework（既存の政策枠組みとの関係性）の3つの観点からスクリーニングし、最終的に 19 の製品群に絞り込まれた。製品ごとのスクリーニング経緯や詳細データが上述のテクニカルレポートのファクトシートに掲載されている。

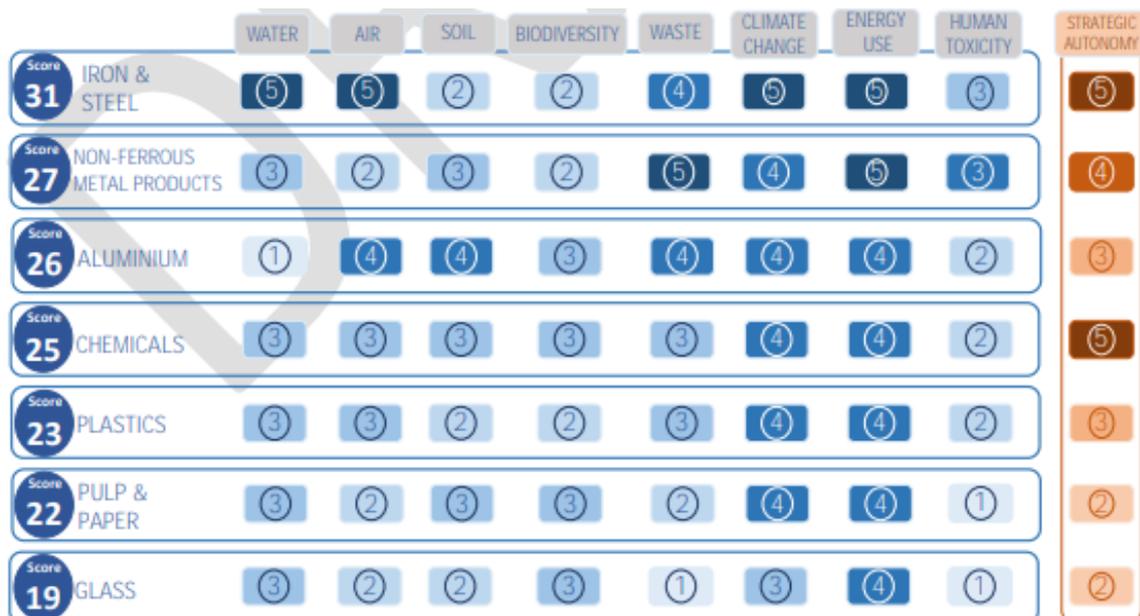
次ページに、JRC がまとめた各製品のスコアリング結果の一覧表を掲載する。

(*) Ecodesign for Sustainable Products Regulation - preliminary study on new product priorities Technical Report (draft) 2023

<図表 1> 最終製品（12 種類）スコアリング（出典：JRC）



<図表 2> 中間製品（7 種類）スコアリング（出典：JRC）



(3) 「Strategic Autonomy (戦略的自律)」の概念

対象製品の選定クライテリアに登場する重要な概念が「Strategic Autonomy (戦略的自律)」(上表の最右列)である。昨今、EUが一層声高に掲げる「戦略的自律」については過去に本レポート連載でも取り上げたが、もともとは安全保障の文脈で使われた用語で、最近では、ロシアや中国への依存脱却や経済安全保障の文脈で多用されている。ESPRの製品スコアリングの判断指標として戦略的自律の観点を採用することで、重要資源(CRM)確保の観点からもサーキュラーエコノミー政策を重視するEUの姿勢がうかがわれる。

製品群ごとの戦略的自律評価ランキングは下表のとおり。スコアが高いほうが域外依存度が高い。例えば、5にランクされたタイヤについて、EUは原料となる天然ゴムの100%を域外からの輸入に頼っている。さらに、タイヤ製造において使用される合成ゴムやカーボンブラック(ゴムの補強材)がロシアとウクライナから輸入されているとJRCは指摘している(テクニカルレポート(ドラフト)のファクトシート)。

規制製品の対象拡大には特に産業界からの反発が大きいが、不安定な地政学的状況が続く中、戦略的物資確保という経済安全保障上の課題は、気候変動危機と並び、欧州市民の理解を得やすい錦の御旗になっているように感じる。

<図表3> 戦略的自律クライテリアに基づく製品群のランキング (出典: JRC)

Products groups' name	Ranking	Relevance
Tyres	5	Very high
Iron and Steels	5	
Chemicals	5	
Non-ferrous metal products (excl. Aluminium)	4	High
Plastics & Polymers (incl surface treated)	3	
Aluminium & Al-alloys	3	
Paints	3	
Glass	2	Medium
Ceramic products	2	
Lubricants	2	
Paper, Pulp paper and boards	2	
Bed Mattresses	2	
Detergents	2	
Absorbent Hygiene Products	1	Moderate
Fishing nets / gear	1	
Textiles	1	
Cosmetics	1	
Furniture	1	

4. 循環性に関する要件

上述のとおり、エコデザイン要件の詳細は欧州委員会が別途、委任法令によって定めることとなっている。ESPR 案には、要件に含まれるべき項目がリストアップされている（ESPR 案 5 条）。

- (a) durability（耐久性）
- (b) reliability（信頼性）
- (c) reusability（再利用可能性）
- (d) upgradability（更新可能性）
- (e) reparability（修理可能性）
- (f) possibility of maintenance and refurbishment（メンテナンスや改修可能性）
- (g) presence of substances of concern（懸念物質の存在）
- (h) energy use or energy efficiency（エネルギー利用とエネルギー効率）
- (i) resource use or resource efficiency（資源利用と資源効率）
- (j) recycled content（リサイクル材含有量）
- (k) possibility of remanufacturing and recycling（再製造とリサイクル可能性）
- (l) possibility of recovery of materials（再資源化可能性）
- (m) environmental impacts, including carbon and environmental footprint（環境影響）
- (n) expected generation of waste materials（予想される廃棄物発生）

5. デジタル・プロダクト・パスポート（DPP）

ESPR 案では DPP の導入を提案している。DPP は、デジタル技術を活用し、製品ライフサイクルのあらゆる段階（設計、製造、使用、廃棄）において事業者や消費者がデータに確実かつ容易にアクセスできるようにする仕組み（QR コードやバーコード等を想定）。製品固有情報の見える化に関する義務が規定されている（ESPR 案 7 条）。EU では、DPP の先鞭と位置付けられるバッテリーパスポートがバッテリー規則の下で開発されているが、今後、ESPR の対象製品にも拡大応用していく想定で進められている。

DPP の詳細については、[欧州デジタル政策 Vol.6 2023 年 3 月「デジタル製品パスポート（DPP）」](#) 参照。

6. EU 理事会・欧州議会による修正提案のポイント

冒頭で述べたとおり、欧州委員会が提案した ESPR 案は EU 理事会と欧州議会において法案審議が行われ、5月にEU理事会が修正提案（general approach）を採択し、6月には欧州議会の ENVI コミッティが修正提案（compromise amendments）を採択した。それぞれの提案の要点は以下のとおり。

（1）EU 理事会の修正提案のポイント

- 未販売・新品の繊維・アパレル製品の廃棄を規則施行 3 年後から全面禁止（ただし中規模企業は 4 年の猶予期間あり、小規模・零細企業は適用免除）。
- 自動車については、環境影響に関する個別法が別に存在するため ESPR の適用対象から除外。
- 規制の適用開始にあたり、欧州委の委任法令（製品ごとのエコデザイン要件を定める細則）が策定された後、最低 18 カ月の移行期間を設け、規制対象事業者に十分な準備時間を与える。また、各加盟国での国内措置の適応期間として 2 年の猶予を設ける。
- 加盟国の関与を強化するための「エコデザイン専門家グループ」設置

（2）欧州議会 ENVI コミッティによる修正提案のポイント

- premature obsolescence の防止：premiure obsolescence（早期の陳腐化）は新サーキュラーエコノミー行動計画等でも使われている用語で、製品本来の耐久性や使用可能期間を早めてしまうこと。例えば、機器は問題なく使えるのに、ソフトウェア更新などで継続使用に不都合が生じる事態など。欧州議会の修正提案では製造事業者が製品設計の際に製品寿命を限定するような行為を禁じ、ソフトウェア更新やスペア部品等を適正な期間、消費者が利用可能にする義務を提案。
- 新品製品廃棄の禁止：新品製品を廃棄する事業者に年間廃棄数量や理由等を報告する義務を課す。さらに、繊維・履物および電子機器について、規則施行から 1 年後に新品製品の廃棄を禁止。
- 優先的な適用対象製品：対象製品候補のうち、鉄・鉄鋼、アルミニウム、繊維製品（衣類と履物）、家具、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑剤、化学製品への規制適用を優先して進めることを提案。

7. 今後の展開

7月に予定されている欧州議会本会議で ESPR 案が可決されれば、EU 官報掲載後に発効する。上述のとおり ESPR は規制の大枠のみを定めるもので、細則は、ESPR 発効後に欧州委員会が ESPR の規定に則って策定する。新規制が実際に適用開始になるまでの間、現行のエコデザイン指令のもとで、欧州委は「エコデザインとエネルギーラベリングに関するワーキングプラン 2022-2024」^(*)8)を遂行していく流れ。

EU では、エコデザインのような供給側の対策と並行して、需要側の行動変容を促す施策も講じられている。主な施策として、「消費者のエンパワーメントに関する指令 (Directive on empowering consumers for the green transition (ECGT))」(改正案)^(*)9)が現在審議中である。消費者が長く使い続けられる製品を正しく選択できるよう、耐久性や修理可能性に関する広範で統一的な情報アクセス構築などを含む内容となっている。

さらに、2023年3月には、消費者の行動変容に焦点をあてた重要な法案が欧州委員会から提案された。消費者の「修理する権利」を定めた指令(製品の修理を促進するための共通ルールに関する指令)改正案^(*)10)、ならびに、グリーンクレーム指令案^(*)11)である。「修理する権利」指令案では、消費者が製品を修理しながらより長く使用できるよう、製品の修理しやすさ・耐久性等に関する情報提供や修理部品の提供を製造者側に義務付ける。グリーンクレーム指令案では、環境に関する表示の信頼性を高めることで、消費者のグリーン購買決定を促す。両指令案は、現在、欧州議会・理事会において審議中である。

8. 日本の資源循環への示唆

このように、EU が急速にルールメイキングを進める一方、日本でも関係官民での議論が進められている。2023年3月には経済産業省で「成長志向型の資源自律経済戦略」と題す

^(*)8) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION, Ecodesign and Energy Labelling Working Plan 2022-2024 (2022/C 182/01)

^(*)9) COM(2022) 143 final, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information

^(*)10) COM(2023) 155 final, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394, Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828

^(*)11) COM(2023) 166 final, Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims (Green Claims Directive)

る文書が策定された。また、企業・産業間データ連携の動きとして、経済産業省主導でOuranos（ウラノス）エコシステムという取り組みが始まっている。遡ればリサイクルに関する日本の取り組みは早く、2000年を「循環型社会元年」として循環型社会形成推進基本法（循環基本法）を制定し、最高水準の3Rを達成している。

さらなる資源循環の高度化には、既存のリサイクル法制でカバーされていない物品（BtoBの産業機械など）の回収・リサイクル、製品設計段階での易解体性、バッテリーや電子機器等に含まれる希少金属の回収技術開発、回収網の整備と海外流出防止、情報セキュリティを確保したデータ連携など、日EUで共通する課題も多い。脱炭素の観点に加え、サプライチェーン・レジリエンスや、新品と再生品の「価値転換」を射程に入れるEUの包括的な取り組みは、有益な示唆を与えるのではないだろうか。

以上

（本稿は筆者個人の見解であり、所属する組織の公式見解を反映するものではない。）